

資源ごみ等の持ち去り行為を禁止します!!

令和4年7月1日から、資源ごみ等（豊前市が回収する資源ごみ等）の持ち去り行為を条例で禁止します。

資源ごみ等の持ち去り行為を見かけたら、市に情報をお寄せください

「豊前市資源ごみ等持ち去り条例」を定め、一般廃棄物の適正な処理及び市民の生活環境の保全を図ることを目的として、市及び市長が指定する者以外の者が資源ごみ等を持ち去る行為を禁止する条例を令和4年7月1日から施行します。資源ごみ等の持ち去りを繰り返す違反行為者に対しては、指導、警告、公表、命令を行い、命令に従わないときは、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

市では、市職員によるパトロールを実施し、持ち去り行為の監視にあたります。持ち去り行為が発生しにくいまちづくりをめざしてまいります。資源ごみ等の持ち去り行為防止の取り組みに、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



条例の概要

- 行政回収や集団回収で出された資源ごみ等の持ち去り行為を禁止します。
- 条例に違反し持ち去り行為を行った者に対して、警告、禁止命令を行い、氏名などの情報を公表します。
- 禁止命令に違反した場合は、警察へ告発し、裁判所の判決を経て罰金が科せられます。

市民の皆さんへお願い

- 通報のご協力
持ち去り行為を目撃した場合は、発生場所や時間、車種、車両ナンバー、持ち去られた資源ごみ名、人物の特徴などの情報を市にお寄せください。通報のあった地区のパトロールを強化します。
- 排出時間のご協力
持ち去りのされにくい環境づくりのため、収集日の前日や収集後に資源ごみ等を出さないようご協力をお願いします。
- 注意点
持ち去り行為を目撃した場合は、直接行為者に声を掛けたり、写真を撮ったりすることなく、市に通報していただくようお願いします。
- 持ち去り行為対策看板設置
市の行政回収に出した資源ごみ等であることを明確にするため、資源ごみ等の持ち去りの禁止を周知する「持ち去り禁止看板」等を市内の所定の場所（ステーション）のごみかご等に設置します。搬出場所に掲示すると、持ち去り行為の抑止効果が期待できます。